

ごみ集積場所（新設・変更等）申請書

集積場所について利用者及び近隣住民と十分協議しましたので、下記の申請条件に同意のもと、次のとおり申請します。

申請者
(代表)

住所

氏名

名称

電話番号

※日中繋がる番号を記入ください

申請 集積 場所	内容	新設・移動・分散・廃止・その他（ ）					
	新所在地	区		集合住宅及び地先等名称			
	旧所在地 ※移動時等	区		集合住宅及び地先等名称			
	利用 世帯数	世帯	世帯内訳	一戸建て住宅	世帯	自治会等 自治会・町内会・（ ）	
				共同住宅	ファミリータイプ		世帯
					ワンルームタイプ		世帯
	形態	折りたたみネットボックス・飛散防止ネット・専用ボックス・その他（ ）					
開始希望日	年	月	日	（曜日）	※希望日の1か月前までに申請書を提出してください。 ※申請からの期間によっては、希望に添えない場合があります。		
備考					※必要に応じて地域・町内会等から同意を得てください。		

申請 条件 欄	▶集積場所の選定については「ごみ集積場所設置基準」に基づき、利用者及び近隣住民と協議・同意の上とすること。
	▶私有地を通行する場合(転回場所含む)については、申請者(代表者)が地権者から承諾を得ること。
	▶ネットボックス等(共同住宅については、金属製ボックス及び保管庫扉等を含む)の収集時の通常使用における破損等については、横浜市に責任を問わないこと。
	▶収集時間は問わないこと。(保管庫から持出しの場合は、各収集曜日の朝8時まで管理員等が決められた場所まで持ち出すこと。)
	▶古紙古布の回収は、資源集団回収として古紙業者に回収依頼を行うこと。(または地域の資源集団回収に属すること。)
	▶申請事項に疑義が生じた場合は、利用者及び近隣住民と再協議の上、再度申請書を提出すること。
	▶申請書の提出は、資源循環局事務所へ 郵送・持参 を基本とすること。

【裏面(2枚目)あり】

■資源循環局事務所記入欄

燃やすごみ	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
プラ容器	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
缶びんペット	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
資源集団回収	回目 曜日	事業者名		連絡確認
粗大ごみ		粗大ごみ受付センターへ		連絡確認

受付者	担当者
-----	-----

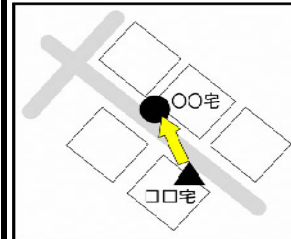
受付番号	-
関連新規住宅 受付番号	-

【申請場所の略図】 ※地図を別紙で添付する場合は、下記略図欄に「別添」とご記入ください。

●：申請場所

▲：現在

【移動の場合の記入例】



●：申請場所

○宅 西側角へ

▲：現在

□宅 玄関前

【確認資料】

「ごみ集積場所設置基準」要約

※詳細は横浜市のHP等をご覧ください。

		設置場所		手続・管理体制	
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項
既存市街地	開発行為を伴わない	<ul style="list-style-type: none"> ・場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。 ・ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。 ・見通しの悪い場所を避けた位置であること。 ・転回広場のない袋路状道路でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。 ・集積場所の形状は、長方形を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【場所の選定】 ・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。 【近隣住民との調整】 ・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。 【事前協議】 ・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。 ・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。 ・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。
共同住宅	(マンション、アパートまたは長屋等)	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物(電信柱、掲示板類)がないこと。 ・本市が収集に支障がないと判断した場所であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅等の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。 ・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル(単身者向け共同住宅の場合は0.08平方メートル)以上とすること。 ・集積場所の形状は、長方形を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【管理体制】 ・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。 ・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。 ・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。 ・共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。 ・建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。 ・歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。